

平成31年 3月28日

建設工事等登録業者の皆様へ

佐世保市契約監理室契約課

入札制度の一部改正について

平成31年度の入札制度（格付等級区分等）について、下記のとおり一部改正しましたので、お知らせします。

記

1 格付け等級区分表の変更【建設工事】

- (1) 土木、建築、電気、建築管、水道管及び舗装について格付けを行っていますが、水道管にかかるB及びCランクの総合点数を改正し、平成31年度の格付け等級区分は下表のとおりとします。

(格付け等級区分表) ※網掛け部が変更箇所です。

工種	格付け区分		平均完成工事高	技術者	許可区分
	等級	総合点数			
土木	A	900点以上	2,000万円以上	3人以上(*1)	特定
	B	720点～899点	500万円以上	—	—
	C	719点以下	—	—	—
建築	A	800点以上	6,000万円以上	3人以上(*1)	特定
	B	600点～799点	1,000万円以上	—	—
	C	599点以下	—	—	—
電気	A	750点以上	1,000万円以上	—	—
	B	749点以下	—	—	—
建築管	A	730点以上	1,000万円以上	—	—
	B	729点以下	—	—	—
水道管	A	660点以上	1,000万円以上	—	—
	B	530点～659点	300万円以上	—	—
	C	529点以下	—	—	—
舗装	A	850点以上	250万円以上	—	—
	B	849点以下	—	—	—

(*1) 技術者のうち、建設業法第15条第2号イに該当する者が2名以上のこと

- (2) 格付期間：平成31年4月1日から平成32年（2020年）3月31日まで（年間固定）
(3) 平成31年3月31日時点で、佐世保市に提出済みの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値に主観点を加えた総合点数で格付けしますが、その際、審査基準日から1年7か月経過している方は仮格付に留まり、必要書類が提出された時点で再度格付し直します。

詳しくはホームページに掲載している「佐世保市建設工事及び建設コンサルタント業務の契約事務に関する要綱」をご覧ください。

※ 平成31年4月1日施行分の上記要綱は、近日中に掲載します。

2 工種「解体」の追加【建設工事】

平成31年4月1日以降、新たに工種の「解体」を設け、解体工事は「解体」に登録している業者を対象に発注します。

(参考) 解体工事に係る入札参加資格等について (お知らせ) (本市ホームページ)

<http://www.city.sasebo.lg.jp/keiyakkanri/keiyak/kouji-kaitai-sankasikaku.html>

3 入札参加申請時 (又は更新時) の提出書類の追加【建設工事】

建設工事の電気工事に登録を希望する業者は、電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく「電気工事業者届出受理通知書 (写し)」を入札参加申請時 (又は更新時) に提出してください。

4 建設工事契約約款の変更【建設工事】

平成31年4月1日以降、新たに契約する建設工事において、社会保険 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。) 未加入業者を1次下請の相手方としてはならない旨を契約約款に明記します。

なお、受注者は、特別の事情があると発注者が認める場合、未加入業者を下請契約の相手方とすることができますが、この場合、発注者の指定する期間内に、未加入業者が社会保険に関する届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければなりません。

以 上

契約課 (工事担当)

TEL : 0956-24-1111 (内線 3202 ~ 3204)

FAX : 0956-25-9624

E-mail : keiyak@city.sasebo.lg.jp